

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	国内希少野生動植物種の追加	府省名	環境省
根拠となる法令	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
規制の目的、内容及び必要性		<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし					①
費用の分析	遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし					
	行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし					②
	その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし					
便益の分析		<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 分析なし					
費用と便益の関係の分析		<input type="checkbox"/> 費用便益分析 <input type="checkbox"/> 費用効果分析 <input type="checkbox"/> 費用分析 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析 <input type="checkbox"/> 分析なし					
代替案	代替案の設定	<input type="checkbox"/> 設定あり <input checked="" type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input type="checkbox"/> 設定なし					
	代替案との比較	<input type="checkbox"/> 費用・便益で比較 <input type="checkbox"/> 費用で比較 <input type="checkbox"/> 便益で比較 <input checked="" type="checkbox"/> 比較なし					
レビューを行う時期又は条件		<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし					③

【課題の説明】

① 規制の目的、内容及び必要性

規制の内容について、「当該3種の採取等、販売・頒布目的の陳列、譲渡し等を原則として禁止する」と記載しているが、その例外として当該3種の採取、譲渡し等を行う場合に許可申請が必要であること（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「法」という。）第9条、第10条、第12条及び第13条）について記載されていないため、説明が不十分である。

② 行政費用

行政費用について、「許可手続きに係るコスト」と記載しているが、評価書記載の他にも発生することが考えられるため、具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。具体的には、法において定められている、本件規制対象の扱いに関する助言又は指導（第8条）や、措置命令（第11条）、報告徴収及び立入検査（第19条）等に係る費用が発生することが想定される。

③ レビューを行う時期又は条件

レビューを行う時期又は条件について、「これらの種の絶滅のおそれがなくなった場合」と記載しているが、時期又は条件として評価書上明確になっていないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある（本項目については、環境省から別紙のとおり補足説明がなされた。）。

【点検結果表の別紙】

〈環境省の補足説明〉

③ レビューを行う時期又は条件

「絶滅のおそれなくなった場合」とは、環境省が公表するレッドリスト（日本の絶滅のおそれのある野生生物種のリスト）に当該規制3種のいずれかが掲載されなくなった場合と考えている。